
「申請の手引き」

(令和6年度福岡市金融機関と連携したカーボンニュートラル
経営促進事業補助金)

福岡市

(担当課:福岡市環境局脱炭素事業推進課)

令和6年4月作成

目 次

1	申請受付期間	…P1
2	問い合わせ窓口・申請書提出先	…P1
3	事業内容	…P2
4	補助対象ローン	…P2
5	補助対象経費、補助金の交付額、補助回数の制限	…P3
6	補助対象者	…P3
7	補助金の交付要件	…P3
8	申請手続きの流れ	…P4
	① 補助金交付対象申請	…P5
	② 審査 ③ 結果通知	…P5
	④ 補助金交付申請	…P6
	⑤ 審査 ⑥ 結果通知	…P6
	⑦ 補助金請求	…P7
	⑧ 補助金交付	…P7
9	申請書類の留意事項	…P8
10	申請書類の記載例	…P9
11	補助金の取下げ・計画変更・計画中止・協力義務	…P14

<はじめに>

申請にあたっては、「本手引き」、「福岡市金融機関と連携したカーボンニュートラル経営促進事業補助金交付要綱」（以下「要綱」という。）及び「様式」の記載例をよくご確認ください。

なお、申請の手引きに記載している事項や申請手続きに関する具体的な運用については、事業開始後であっても変更する場合があります。

変更がある場合は、市ホームページへ掲載を行いますので、定期的にご確認いただきますようお願いいたします。

1 申請受付期間

令和6年5月7日（火）～ 令和7年1月31日（金）

※上記期限内に、不備・不足が無い状態で申請書等の提出（郵送の場合は必着）が必要です。

2 問い合わせ窓口・申請書提出先

福岡市 環境局 脱炭素社会推進部 脱炭素事業推進課

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号

TEL：092-711-4204 FAX：092-733-5592

メール：cnkeieisokushin@city.fukuoka.lg.jp

<開設時間>

9時～12時、13時～17時30分

（土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く）

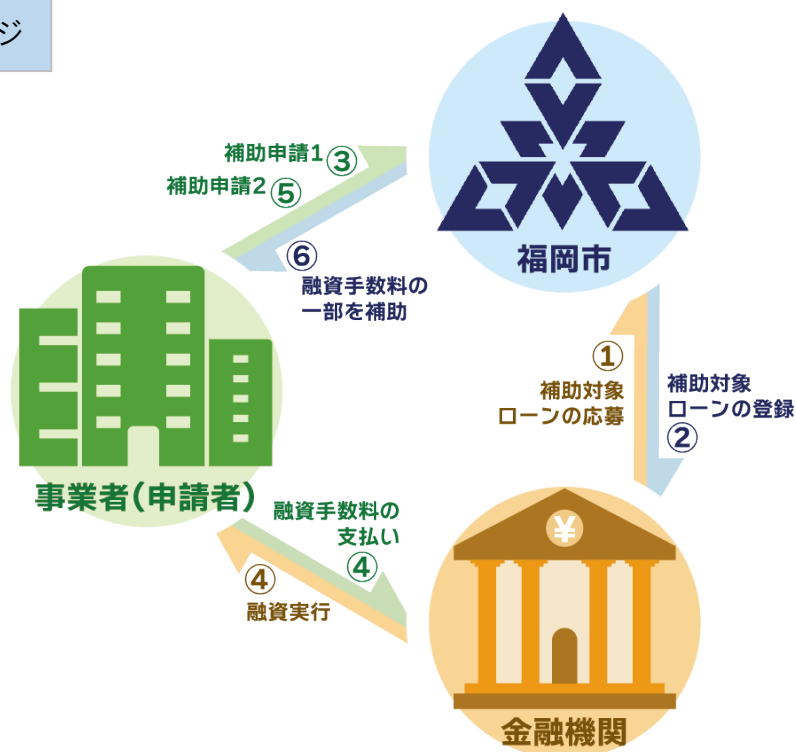
3 事業内容

金融機関が取り扱うサステナビリティ・リンク・ローン^{※1}（以下、SLL という。）のうち、各金融機関が独自に策定した融資フレームワークに対して、外部評価機関^{※2}が SLL 原則との整合性を評価し、商品化された SLL フレームワークで融資を受ける事業者のうち、温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量の削減に資する KPI 又は SPTs を設定する融資を対象として、融資契約にかかる融資手数料の一部を補助します。

※1 借り手がサステナビリティに関する野心的な目標を定め、目標達成度合いによって融資条件が変わるローン

※2 金融庁に信用格付業者として登録された格付会社

事業イメージ



4 補助対象ローン(要綱第4条)

市内に本店又は支店等を有する金融機関が取り扱っている SLL のうち、市が承認し登録されたものであること。

ただし、当該金融機関が福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止又は排除に係る措置を受けている場合は、当該期間は登録された商品であっても補助対象としません。

※補助対象ローンの一覧は、福岡市ホームページに掲載します。

https://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/j-suishin/hp/cn_keieisokushin.html

5 補助対象経費、補助金の交付額、補助回数の制限(要綱第8条、9条、第10条)

補助対象経費：補助対象ローンの融資を受ける際に生じる融資手数料

補助額：補助対象経費の2分の1に相当する金額以内（上限30万円）

補助枠：900万円

- ・補助対象経費とする融資手数料には消費税及び地方消費税相当額は除きます。
- ・算出した補助額に千円未満の端数が生じた場合は、端数は切り捨てます。
- ・補助金の交付申請は、同一事業所につき同一年度に1回限りとします。

6 補助対象者(要綱第5条)

下記のいずれにも該当する者

- (1) 市内に事業所を有する民間事業者、個人事業主
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当するものでないこと。
- (3) 要綱第12条に係る交付対象申請書提出時に、福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止又は排除に係る措置を受けていないこと。
- (4) 補助金の交付対象申請の審査時に福岡市税に係る徴収金（福岡市税及び延滞金等）に滞納がないこと。

7 補助金の交付要件(要綱第6条)

下記の全ての要件を満たす必要があります。

- (1) SLL 契約時の KPI^{※1}又は SPTs^{※2}を、事業所での温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の削減を目標で設定していること。

ただし、SPTs の達成度評価の対象となる事業所の設定において、市内と市外の事業所を含めた複数の事業所を対象としている場合においては、次のとおりとする。

ア 申請者の住所が市内の場合は、対象事業所に1カ所でも市内の事業所があること

イ 申請者の住所が市外の場合は、対象事業所の半数以上が市内の事業所であること

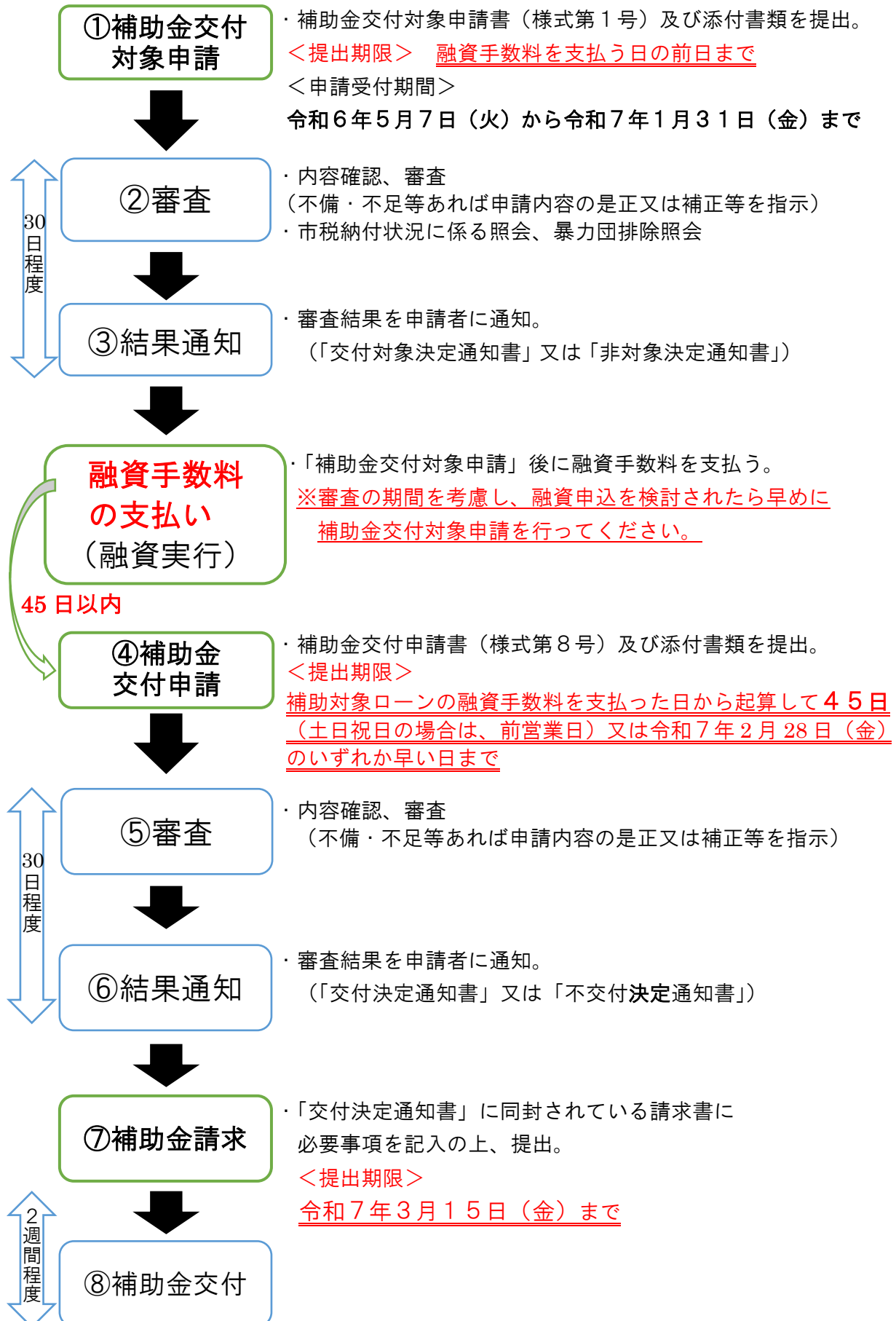
- (2) 補助対象ローンによる融資実行後、補助金受領者の脱炭素に係る取組みを市ホームページ等にて公表することに同意すること。
- (3) 申請する補助対象ローンで融資を受ける際の融資手数料について、国等の他機関から補助金の交付を受けていないこと。

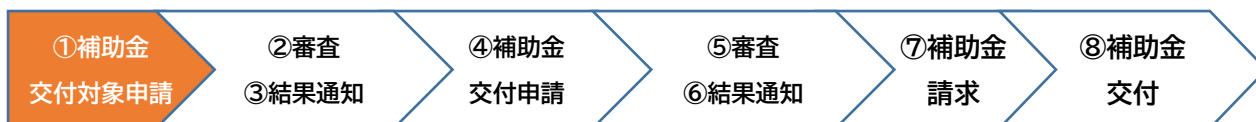
※1 SLL の融資を受ける際、「サステナビリティ・リンク・ローン原則」及び「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」に基づき、借り手の持続可能性の向上に向けた取組みを促すために設定する借り手の温室効果ガス（二酸化炭素）の排出に関する重要業績評価指数

※2 KPI と整合した取組み（温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の削減）の具体的な数値目標

8 申請手続きの流れ

①・④・⑦が申請者の手続きです。





① 補助金交付対象申請(要綱第 11 条、12条、別表1)

融資手数料を金融機関へ支払う日の前日までに、**不備・不足がない状態**で「補助金交付対象申請書（様式第 1 号）」に、要綱別表 1 に定める書類を添えて、電子メール（cnkeieisokushin@city.fukuoka.lg.jp）又は郵送（郵送の場合は必着）にて提出してください。メール申請時は件名を『**【対象】CN 経営促進事業補助金**』としてください。

(別表 1) 補助金交付対象申請書（様式第 1 号）に添付する書類

※ 4～7 は補助金交付対象申請時にすでに融資契約が完了している場合のみ提出が必要。

番号	添付書類
1	発行日から 3 か月以内の申請者の履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書 個人事業主の場合は、そのことがわかる書類 ※写しでも可
2	発行日から 3 か月以内の申請者の福岡市税の滞納がないことの証明書の写し ※「福岡市税の滞納の有無に関する調査」に同意する場合は不要
3	役員名簿（様式第 14 号）
4	補助対象ローンに係る融資契約書（特約書も含む）の写し （宛名《申請者名》、金額《補助対象ローンの融資手数料を明確にすること》、契約日、契約者名が記載されているもの）
5	KPI・SPTs がわかる資料 ※融資契約書等で内容が確認できる場合はその写しで可
6	SPTs 達成度評価の対象となる事業所がわかる資料 ※融資契約書等で内容が確認できる場合はその写しで可
7	【6がない場合】 対象事業所一覧表（様式第 15 号）
8	その他、市長が特に必要と認める書類 ※提出を求めた場合のみ



② 審査 ③ 結果通知(要綱第 13 条)

申請受付期間終了後に、概ね 30 日以内に審査結果を「補助金交付対象決定通知書（様式第 2 号）」又は「補助金交付非対象決定通知書（様式第 3 号）」にて通知します。



④ 補助金交付申請(要綱第 18 条)

補助対象ローンの融資手数料を支払った日から起算して **45 日**（土日祝日の場合は、前営業日）又は令和 7 年 2 月 28 日（金）のいずれか早い日までに、**不備・不足がない状態で**「補助金交付申請書（様式第 8 号）」に要綱別表 2 に定める書類を添えて、電子メール（cnkeieisokushin@city.fukuoka.lg.jp）又は郵送（郵送の場合は必着）にて提出してください。メール申請時は件名を『**【交付】CN 経営促進事業補助金**』としてください。

（別表 2）補助金交付申請書（様式第 8 号）に添付する書類

※ 2～5 は補助金交付対象申請時に提出している場合は提出不要。

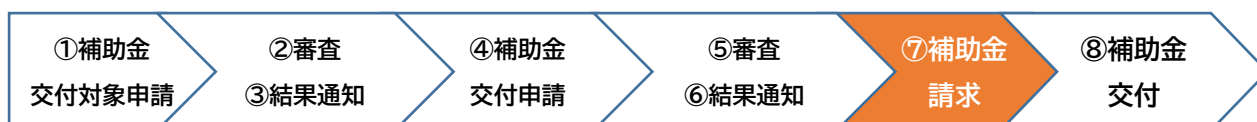
番号	添付書類
1	補助対象経費（融資手数料）にかかる領収書の写し
2	補助対象ローンに係る融資契約書（特約書も含む）の写し （宛名《申請者名》、金額《補助対象ローンの融資手数料を明確にすること》、契約日、契約者名が記載されているもの）
3	KPI・SPTs がわかる資料 ※融資契約書等で内容が確認できる場合はその写しで可
4	SPTs 達成度評価の対象となる事業所がわかる資料 ※融資契約書等で内容が確認できる場合はその写しで可
5	【4がない場合】 対象事業所一覧表（様式第 15 号）
6	補助金の振込先（金融機関名、支店名、種別、口座番号、口座名義）がわかるもの ※申請者名義であること
7	申請者の履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書 個人事業主の場合は、そのことがわかる書類 ※写しでも可
8	その他、市長が特に必要と認める書類 ※提出を求めた場合のみ



⑤ 審査 ⑥ 結果通知(要綱第 19 条)

補助金交付申請書を受領後、概ね 30 日以内に審査結果を「補助金交付決定通知書（様式第 9 号）」又は「補助金不交付決定通知書（様式第 10 号）」にて通知します。

※「補助金交付決定通知書」送付時に補助金請求に必要な「請求書(様式番号なし)」を同封します。



⑦ 補助金請求(要綱第 20 条)

「補助金交付決定通知書（様式第 9 号）」に同封の「請求書（様式番号なし）」を、指定日（通知日から概ね 30 日後）までに電子メール（cnkeieisokushin@city.fukuoka.lg.jp）又は郵送（郵送の場合は必着）にて提出してください。メール申請時は件名を『**【請求】CN 経営促進事業補助金**』としてください。



⑧ 補助金交付(要綱第 20 条)

「請求書（様式番号なし）」を受領後、概ね 2 週間程度でご指定の口座に補助金を振り込みます。

【補助金受領後の留意事項】

補助金受領者は、法人の合併又は分割等により事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該事業を継続して実施しようとするときは（要綱第 23 条に規定）、速やかに事業承継承認申請書（様式第 12-1 号）を市に提出し、承認を受けなければなりません。

9 申請書類の留意事項

【電子メール申請・郵送申請 共通事項】

- ①エクセルの自動計算機能を利用する箇所については、直接入力しないでください。
(端数処理の関係で実際の金額と異なる数値が表示される場合は、別枠に正しい数値を入力してください。)
- ②該当箇所のみコピーをするなどして、不要な資料は添付しないでください。
- ③補助金交付対象申請においては、「補助金交付対象申請書（様式第1号）」を先頭に要綱別表1に記載の添付する書類を番号順に並べてください。
また、補助金交付申請においては、「補助金交付申請書（様式第8号）」を先頭に要綱別表2に記載の添付する書類を番号順に並べてください。

【郵送申請のみ】

- ④鉛筆や消すことができるペンは使用しないでください。
- ⑤修正テープ（液）は使用しないでください。
- ⑥様式のある申請書等は、両面印刷をしてください。
- ⑦提出書類はホッチキス留めしないでください。
- ⑧資料は A4 サイズの用紙で提出してください。

10 申請書類の記載例

様式第1号 補助金交付対象申請書

(様式第1号) (1/2 枚)

令和 6 年 8 月 5 日

福岡市長 様

【事務局使用欄】

黄色の箇所のみ記入いただき、それ以外の箇所は、記入しないでください。

【申請者】

業種	56 各種商品小売業 <small>(左のプルダウンの選択肢にない場合下の欄に記入)</small>		
住所	〒 810 - 0001	福岡市中央区天神 1 丁目2番3号	
フリガナ	カブシキガイシャ フクオカ		
法人名	株式会社 福岡		
代表者 役職・氏名	代表取締役社長 天神 花子		
担当者氏名	□□□ □□		
担当者電話番号※	(092)	●●●	- ●●●●
担当者メールアドレス	a-mart@hanbai.co.jp		

※日中、連絡がとれる番号

令和 6 年度 福岡市金融機関と連携したカーボンニュートラル経営促進事業補助金 交付対象申請書

令和6年度福岡市金融機関と連携したカーボンニュートラル経営促進事業補助金交付要綱第12条第1項の規定に基づき、以下のとおり申請します。

記

1 補助金申請額 100,000 円

2 融資の契約日または契約予定日 (□にチェックを入れること)

<input checked="" type="checkbox"/> 契約日	令和 6 年 8 月 1 日
<input type="checkbox"/> 契約予定日	

※契約成立している方は**契約日**を、これから契約される方は**契約予定日**をチェックし、その日付を記入してください。

3 融資の契約内容について

金融機関	〇〇銀行
商品名	〇〇銀行サステナビリティ・リンク・ローン

※補助対象となる金融商品と、その商品を提供する金融機関は**福岡市ホームページに掲載する金融機関一覧**をご確認ください。

融資額または融資予定額	20,000,000 円
-------------	--------------

※契約成立している方は**融資額**を、これから契約される方は**融資予定額**を記入してください。

融資手数料または融資手数料の見込額	200,000 円
-------------------	-----------

※契約成立している方は**融資手数料**を、これから契約される方は**融資手数料の見込額**を記入してください。

4 融資の契約者について (□にチェックを入れること)

融資の契約を行う方は本補助金の申請者と同じ方ですか。

<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
--	------------------------------

※融資の契約者と、本補助金の申請者は同一でなければなりません。

5 融資の契約時に設定するKPI又はSPTsについて (□にチェックを入れること)

契約時に設定した(予定の)KPI又はSPTsは「温室効果ガス(二酸化炭素)排出量の削減」を目標としていますか。

<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
--	------------------------------

※KPI又はSPTsが上記のもの以外の場合、補助対象外となります。

次項へ続く

6 融資の契約時に設定するSPTsについて (□にチェックを入れること)

(1) SPTsの達成度評価の対象となる事業所の所在地は以下のどちらですか。

<input type="checkbox"/>	全て福岡市内	<input checked="" type="checkbox"/>	一部福岡市内
--------------------------	--------	-------------------------------------	--------

※SPTsの達成度評価の対象となる事業所が福岡市内にない場合、補助対象外となります。

(2) SPTsの達成度評価の対象となる事業所の内訳を記入してください。

全体	5 箇所	うち市内	3 箇所	うち市外	2 箇所
----	------	------	------	------	------

※申請者の住所が市内の場合は、対象事業所に1か所でも市内の事業所があれば補助対象となります。

※申請者の住所が市外の場合は、対象事業所の半数以上が市内の事業所であれば補助対象となります。

7 確認事項 (すべて必須)

(1) 福岡市税等の課税及び納税状況の確認について (どちらか一方の□にチェックを入れること)

<input checked="" type="checkbox"/>	私 (申請者) は、「福岡市税に係る徴収金 (福岡市税及び延滞金等) に滞納がないこと」の確認にあたり、福岡市税務担当課に、本紙「福岡市金融機関と連携したカーボンニュートラル経営促進事業補助金交付対象申請書」が開示され、私 (申請者) の福岡市税等の課税状況及び納付状況についての確認がなされることについて同意します。
<input type="checkbox"/>	私 (申請者) は、福岡市税の滞納がないことの証明書の写し (発行日から3ヶ月以内) を提出します。

(2) 競争入札参加停止又は排除に係る措置について (□にチェックを入れること)

<input checked="" type="checkbox"/>	私 (申請者) は、本申請書提出時において、福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止又は排除に係る措置を受けていないことを誓約します。
-------------------------------------	---

(3) 申請内容について (□にチェックを入れること)

<input checked="" type="checkbox"/>	私 (申請者) は、以下の申請要件等の内容について了承し、誓約します。 ・金融機関と連携したカーボンニュートラル経営促進事業補助金交付要綱の内容を了解し、本補助金交付対象申請書及びその他提出書類一式について責任を持ち、虚偽・不正の記入が一切ないこと。 ・福岡市暴力団排除条例の規定に準じた排除措置を講じることを理解し、警察への照会が行われることに同意すること。
-------------------------------------	--

(4) 国等他機関の補助金の申請状況について (□にチェックを入れること)

<input checked="" type="checkbox"/>	私 (申請者) は、本補助金と併用する形で国等他機関から融資手数料を対象とした補助金の交付を受けていないことを誓約します。
-------------------------------------	---

様式第8号 補助金交付申請書

(様式第8号)

補助対象ローンの融資手数料支払い日から起算して
45日以内に申請してください。

令和 6 年 9 月 5 日

福岡市長 様

【申請者】

【事務局使用欄】

申請受付番号	L R 0 6 0 0 3 0
業種	56 各種商品小売業 (左のプルダウンの選択肢にない場合下の欄に記入)
住所	〒 810 - 0001 福岡市中央区天神1丁目2番3号
フリガナ	カブシキガイシャ フクオカ
法人名	株式会社 福岡
代表者 役職・氏名	天神 花子
担当者氏名	□□□ □□
担当者電話番号※	(092) ●●●● - ●●●●
担当者メールアドレス	a-mart@hanbai.co.jp

※日中、連絡がとれる番号

令和6年度 福岡市金融機関と連携したカーボンニュートラル経営促進事業補助金 交付申請書

令和6年度福岡市金融機関と連携したカーボンニュートラル経営促進事業補助金交付要綱第18条第1項の規定に基づき、
以下のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額（補助金交付予定額） 100,000円

2 補助金交付対象決定日 令和 6 年 8 月 19 日

3 融資の契約内容について

融資内容を記入してください。

金融機関	〇〇銀行		
商品名	〇〇銀行サステナビリティ・リンク・ローン		
融資額	18,000,000 円	融資手数料の額	200,000 円
資金用途	<input checked="" type="checkbox"/> 運転資金	<input type="checkbox"/> 設備資金	<input type="checkbox"/> 両方
融資期間	5 年		

4 融資の契約日等について

融資の契約日、融資実行日、融資手数料の支払日を記入してください。

契約日	令和 6 年 8 月 1 日
実行日	令和 6 年 9 月 1 日
融資手数料の支払日	令和 6 年 9 月 1 日

5 融資の契約時に設定したKPI又はSPTsについて（□にチェックを入れること）

契約時に設定したKPI又はSPTsは「温室効果ガス(二酸化炭素)排出量の削減」を目標としていますか。

はい いいえ

※KPI又はSPTsが上記のもの以外の場合、補助対象外となります。

6 融資の契約時に設定するSPTsについて（□にチェックを入れること）

(1) SPTsに掲げる二酸化炭素(CO2)の排出量削減に向けた基準年度・目標年度と目標を記入してください。

基準年度	令和 6 年度	目標年度	令和 12 年度
目標	二酸化炭素排出量を50%削減する。		

次項へ続く

(2) SPTsの達成度評価の対象となる事業所の所在地は以下のどちらですか。

<input type="checkbox"/> 全て福岡市内	<input checked="" type="checkbox"/> 一部福岡市内
---------------------------------	--

※SPTsの達成度評価の対象となる事業所が福岡市内にない場合、補助対象外となります。

(3) SPTsの達成度評価の対象となる事業所の内訳を記入してください。

全体	5 箇所	うち市内	3 箇所	うち市外	2 箇所
----	------	------	------	------	------

※申請者の住所が市内の場合は、対象事業所に1か所でも市内の事業所があれば補助対象となります。

※申請者の住所が市外の場合は、対象事業所の半数以上が市内の事業所であれば補助対象となります。

7 補助金交付対象申請時(または、計画変更承認申請時)からの変更の有無

<input type="checkbox"/> なし	<input checked="" type="checkbox"/> 軽微な変更あり(以下に変更内容及び変更理由を記入)
融資額を20,000,000円から23,000,000円へ変更しましたが、融資手数料は変更ありません。	

8 確認事項 (すべて必須)

補助金受領後について (□にチェックを入れること)

令和6年度福岡市金融機関と連携したカーボンニュートラル経営促進事業補助金受領者の協力義務として、下記の項目について承諾します。

<input checked="" type="checkbox"/> 補助金受領後、金融機関に提出する当該ローンに係るレポート(報告書)及びその添付資料を、福岡市にも提出すること。 [留意事項] ・提出回数については、年1回。(金融機関に提出したら速やかに提出してください。) ・提出期間については、金融機関にレポート(報告書)を求められる期間。 ただし、上記6に記載の目標を達成した場合は、その年度分までとする。
--

<input checked="" type="checkbox"/> 自社の脱炭素にかかる取組みを市がPRすること。

【事務局使用欄】

請求書 (記載例)

請求書

金額 (金額の記載は、アラビア数字を用いその頭に「¥」を記入してください。)

件名 福岡市金融機関と連携したカーボンニュートラル経営促進事業補助金

申請受付番号 **LR060030**

希望する支払方法に☑を記入してください。
 口座振込を希望します。
(本市に2つ以上口座を登録されている方は、以下に振込を希望する口座をご記入ください。)

金融機関名	銀行	支店
福岡	福岡	天神
預金種別	普通	1234567
口座名義 (カナ)	カフシキイシヤウオカ	7ク
	オカタクイヒョウトリシ	

記入する口座と請求書の「お名前」欄に一致する口座に記入してください。
 預金通帳を確認のうえ、記載のとおり正確に記入してください。

現金受領を希望します。
 隔地払 (外国送金等) を希望します

(※) 請求書を提出する日を記入してください。

上記の金額を請求します。

住所 福岡市中央区天神1-2-3 (※) 住所を記入してください。

氏名 株式会社 福岡 天神 花子 (※) 交付決定通知書の宛名と一致させてください。

(あて先) 福岡市 (区) 長

連絡先電話番号 092-●●●●-●●●● (福岡市)
※法人等の場合
 △△部▲▲課
 担当者 部署・氏名 □□□□□□

(注) 1 金額と口座番号は、右ついでに記入してください。
 なお、ゆうちょ銀行への振込を希望される場合は、振込用の口座番号を記入してください。
 2 請求書の金額は、訂正できません。

(※) 交付決定通知書を確認して記入してください。
 (訂正不可。誤りがある場合は再提出を求めます。)

令和6年10月4日

福岡市長 高島 宗一郎

株式会社 福岡 天神 花子 様
 代表取締役 天神 花子 様
 (申請受付番号: LR060030)

補助金交付決定通知書

令和6年9月5日付で受け付けた令和6年度福岡市金融機関と連携したカーボンニュートラル経営促進事業補助金の交付申請については、福岡市金融機関と連携したカーボンニュートラル経営促進事業補助金交付要綱第18条第1項の規定により、下記のとおり補助金の交付を決定しましたので通知します。

- (※) 本店・支店の該当する方を
 選択してください。
- 1 補助金額: 100,000円
- 2 補助条件
 (1) 要綱第2条に基づき、金融機関に提出するレポート(報告書)及びその添付資料の提出を金融機関に資料を求められる期間、年1回、市にも提出すること。
 (2) その他、要綱を遵守すること。
- 3 その他
 本書は、補助対象ローンの融資期間が完了するまで大切に保管すること。

(※) 担当者の電話番号・部署・氏名を記入してください。

11 補助金の取下げ・計画変更・計画中止・協力義務

(第14条～第16条、第25条)

取下げ(第14条)

- ・補助金交付対象決定申請書を提出し、市が補助金交付対象決定をする前に申請を取り下げようとするときは、すみやかに事務局までご連絡いただき、その後、「取下げ届(様式第4号)」を提出してください。

計画変更(第15条)

- ・補助金交付対象決定後に、交付決定された内容を変更するときは、**補助対象経費(融資手数料)を金融機関へ支払う前に**、「計画変更承認申請書(様式第5-1号)」、変更の内容を反映した「補助金交付対象申請書(様式第1号)」及び要綱別表1に定める書類のうち、交付対象申請時から変更となるものを提出し、その承認を受けてください。

ただし、補助金交付予定額の減額または補助金交付予定額の変更が生じない補助対象経費の増減についてはこの限りではありません。

(軽微な変更の場合は、補助金交付申請書(様式第8号)の7にその内容を記載してください。)

<計画変更承認申請書の提出が必要な場合>

- ・補助金交付予定額が増額するとき
- ・金融機関、補助対象ローン(融資商品)が変更となるとき
- ・補助対象経費(融資手数料)が増額し、補助金交付予定額も増額するとき
(例：融資手数料が30万円から40万円へ変更し、補助金交付予定額が15万円から20万円へ増額)

<軽微な変更となる場合>

- ・補助対象経費(融資手数料)の金額が変更したが、補助金交付予定額は増額しないとき
(例：融資手数料が70万円から80万円へ変更となったが、補助金交付予定額は30万円(上限額)のまま)

- ・申請を承認したときは、「計画変更承認通知書(様式第5-2号)」により、通知します。また、不承認したときは、「計画変更不承認通知書(様式第5-3号)」により、通知します。

計画中止(第16条)

- ・補助金交付対象決定後に、補助対象ローンの契約を中止しようとするときは、「計画中止届(様式第6号)」を速やかに提出してください。

協力義務(第25条)

- ・金融機関に提出するレポート(報告書)及びその添付資料の提出を金融機関に資料を求められる期間、年1回、市にも提出してください。